

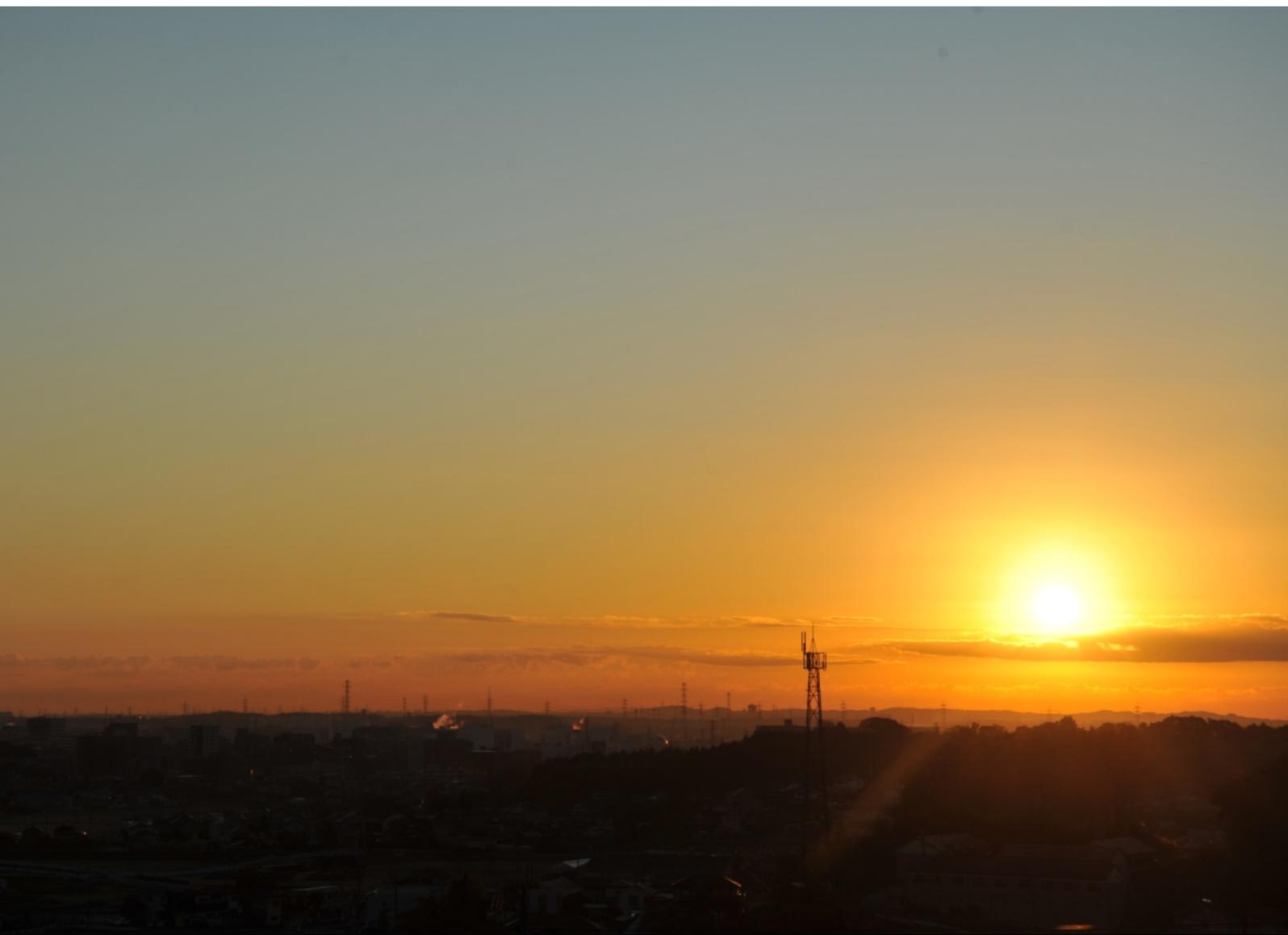
2014・1 No.310



あつぎ

法人ニュース

<http://www.a-net.or.jp/>



毛利台から見える日の出  
(写真提供/厚木市)



# 新年のごあいさつ



公益社団法人 厚木法人会

会長 小嶋 完治



平成26年の新春を迎え、会員の皆様をはじめ、ご家族の皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、経済情勢はアベノミクス効果に伴い、一部では緩やかに景気回復が見込まれていると報道されておりましたが、我々企業を取り巻く環境は、依然として先行き不透明な厳しい経済環境でありました。また夏は全国的に猛暑となり、日本の日最高気温の記録更新や各地でこれまでに経験したことのないような大雨と表現された集中豪雨が起り、異常気象が相次いだ年でした。一方、2020年夏季オリピックの東京開催が決定し、また世界文化遺産に富士山が登録されるなどの明るい話題もありました。

公益法人制度改革に伴い、神奈川県下の18法人会は、すべて「公益社団法人」に移行いたしました。私ども法人

会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の

団体です。税のオピニオンリーダーを目指し、税知識の普及と納税意識の高揚、将来を見据えた税制改正に関する提言活動をはじめ、地域社会への貢献活動を中心に今後も公益事業を展開して参ります。同時に、会員交流・親睦事業等をバランスよく実施していきたいと思えます。多種多様な業種の企業経営者が集う法人会は、会員交流事業が自ずと異業種交流の場となり、様々な情報交換や新たな事業展開のヒントを得る絶好の場となっております。会員の皆様方には法人会の活動にご参加いただくとともに、更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。今年、午年（甲午・きのえうま）です。60年前の1954年（昭和29年）は街頭テレビやプロレスブームが起き、また戦後の復興期で国全体として日本の高度経済成長が始まった年です。馬は「物事が《うま》くいく」「幸運が駆け込んでくる」といわれる縁起のいい動物ですので、今年は何事にも大きな期待を持ちたいと思えます。

本年が皆様並びに会員企業にとって、より良き年になりますようご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

厚木税務署

署長 高砂 孝志



平成26年の年頭に当たり、公益社団法人厚木法人会会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

小嶋会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

お蔭様をもちまして、厚木税務署の事務運営につきまして、順調に推移しているところでございます。これもひとえに、皆様のご協力の賜物と、重ねて感謝申し上げます。

さて、昨年の貴会の活動を振り返りますと、法人会活動の基本理念に則り各種研修会等を積極的に開催していただき、これらを通じた、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努めていただくとともに、公益社団法人としての社会貢献活動につきましても活発に展開していただきました。殊に、「地域ふれあい講演会」は、地域の方々が多数参加されるなど、地域に根付いた素晴らしい活動であると感銘を受けた次第であります。

第であります。

このような活発な事業活動に対する役員並びに会員の皆様のご努力に対しまして改めて深く敬意を表するとともに、本年におきましても皆様には、より一層、魅力ある活動を展開していただきますことをご期待申し上げます。私どもといたしましては貴会の事業活動に対しまして出来る限りの協力をさせていただきます。

ところで、まもなく平成25年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

税務署といたしましては、本年もe-Taxのより一層の普及と定着に向けて取り組んでいるところでございます。会員の皆様におかれましては、ご自身あるいは従業員の方々の確定申告につきまして、是非、e-Taxをご利用をいただるか、あるいは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくなど、自書申告と早期提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人厚木法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



# 栄えある受彰 おめでとうございます

## ■納税表彰式

去る10月23日、三田共用会議所において、平成25年度の国税庁長官納税表彰式が行われ、本会の梅澤相談役（前会長）が、国税庁長官表彰を受彰された。

また、11月14日、厚木商工会議所大會議室において、平成25年度の厚木税務署長納税表彰式が開催され、納税道義の高揚と正しい税知識の普及に功績のあつた方々に対して、署長表彰並びに署長感謝状が贈られた。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎国税庁長官表彰受彰者（敬称略）  
梅澤 行次 大洋サービス(株)  
浅岡 國芳 (株)アールアサオカ

## ◎厚木税務署長感謝状受彰者（敬称略）

小林 知彌 (株)小林リビング  
落合 秀人 (有)アイオイ商事  
林 庸行 (株)アイホーム

## ■納税奨励表彰式

11月8日、神奈川県庁において、平成25年度の神奈川県知事納税奨励表彰式が行われ、本会の小嶋会長が神奈川県知事表彰を受彰された。

また、11月20日、神奈川県高相合同庁舎会議室において、県税事務所長納税奨励表彰式が行われ、本会の山田副会長が厚木県税事務所長表彰を受彰された。

## ◎神奈川県知事

納税奨励表彰受彰者（敬称略）  
小嶋 完治 (株)小島商店

## ◎厚木県税事務所長

納税奨励表彰受彰者（敬称略）  
山田 一志 (株)山一商事



## 法人会の基本的指針

法人会は  
よき経営者をめざすものの団体として  
会員の積極的な自己啓発を支援し  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

## 法人会の税制改正に関する

## 要望事項の実現に向け、提言書を提出

昨年10月3日に開催した法人会全国大会（青森大会）において披露された法人会の「平成26年度税制改正に関する



▲左から島本委員長、中村副会長、小嶋会長、愛川町の森川町長

提言事項」（11月号掲載）の実現に向け、上部団体の全国法人会総連合をはじめ、全国の県連及び各法人会は、政府、政党など関係機関に対して要望活動を実施した。本会においても、去る11月29日、小嶋会長、中村担当副会長及び島本税制税務委員長が、義家弘介衆議院議員、後藤祐一衆議院議員をはじめ、厚木市、愛川町、清川村の各市町村長及び議会議長を訪ね、提言書を手渡し、その実現に向けて協力を要請した。



## 第8回 地域ふれあい講演会を開催

10月28日、厚木市文化会館大ホールにおいて、本会主催の第8回地域ふれあい講演会を盛大に開催した。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しており、今では地域最大級の講演会となっています。今回は、サイキックエンターティナー・超魔術師のMr.マリック氏を講師に招き



「無限の可能性を秘めて」をテーマに開催した。当日は900名の参加者が集まり、サプライズでマジックのパフォーマンスも行われ、大変好評でした。なお、同講演会は厚木市の共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また



上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体並びに受託保険会社からの協賛をいただいた。

今どきの  
部下育成とは



いま一番の経営課題はなんですか、と聞くと、多くの中小企業経営者は、「人材育成だ」と答えるのだが、そのあと、異口同音に、「しかし、中小企業には人材がない」と続ける。では、本当に人材はいないのだろうか。

従業員が二百人程度の頃の松下電器産業（現パナソニック）で、「中小企業には、いい人材が来ない」と、愚痴をいう人事担当者に対して、松下幸之助は、「いまいる従業員が人材なのだ。この人たちをどう活かして使うかを考えないといけない」と、叱咤したと聞く。

外部に人材を求めたとしても、中小企業の場合には、

そうそう簡単に適所に人材を集めることはできない。とするならば、幸之助が指摘するように、いまいる人を活用するしかないのだ。ところが、人材不足を嘆く経営者は、それができていないのではないだろうか。

### どこどし仕事をさせるべし

阪急・東宝グループの創業者小林一三は次の言葉を残している。

「適材を適所に置くということは、口では簡単にいえるけれど、そんなに適材

など転がっているものではない。（いまいる社員に）責任を持たせて、どこどし仕事をさせることが一番だ。無理に尻べたを叩いて、追い使うことだ。時々『馬鹿め！』と頭から小言をいいつつ、使いまわすうちに、大概の若い人には何でもできるようになるものと信じて、その主義を実行している」。

阪急・東宝グループは、いまでこそ押しも押されもせぬ大企業だが、小林が、箕面電車（阪急の前身）を立ち上げた頃は、思うように人が集まらなかったという。

その時々に応募してきた人間を、適材適所などを考えずに、使いこなすしかなかったのだが、結果的には、小林流の主義で人材が育成できたこと、小林は述懐している。

小林自身、阪急を手始めに次々と会社を起したが、そのほとんどの後継社長に、自らが一緒に仕事をし

た人材を登用している。また、後継社長が育っていなくて苦労したこともないという。それだけに、小林の指摘には説得力があるのだ。

### 責任を持たせて仕事をさせる

繰り返しになるが、いまいる社員を活用できないで、外部にばかり人を求め、社内には人材がないと嘆かないでいただきたい。

ところが多くの経営者が、既存の社員を活用できないのは、なぜなのか。それは、ひとりの人間に、多くの能力を求めすぎているからだと思える。

人間誰しも長所、短所があるが、付き合うほどに短所が目につくようになってくる。結果、「あの人物にはこういう短所があるから、仕事を任せられない」となってしまうのではないだろうか。

小林一三は、先の言葉の後、次のように続けている。

「どうも彼はあそこが悪いとか、彼には到底難しいとかいう風に考え出すと、いかなる人にも欠点があるのであるから、ちよつと責任を持たせにくくなってくる。活かして人を使おうとするならば、その人に責任を自覚させて重く用いるということが、一番間違いない方法だと信じている」。

小林が指摘するように、いかなる人にも欠点はあるのだ。万能な人間などないわけがないのに、経営者は知らず知らずのうちに、部下社員に多くの能力を求めすぎているのではないだろうか。

中国の古典、とりわけ儒教系の本には、厳格なことが書かれていると思われがちだが、決してそんなことはなく、人間に対しては寛容なところがある。

「備わるを一人に求めるなかれ（ひとりの人間になにもかも要求してはならない）」（論語）。

これは、孔子が理想とし

た、周の周公が、自分の息子が魯の君主として赴任する前に、論じていった言葉だが、まさに、小林のいわんとするところと同じではないか。

では、人材を育てるには、どうすればいいのか、

その答えは冒頭の小林一三の言葉の中にある。

人材を育成しようと思えば、「責任を持たせて、どしどし仕事をさせる」しかないのだ。ただし、いまの時代には小林流だけでは無理があることも指摘しておきたい。

### やらせて、みてなはれ

明治6年生まれ的小林が活躍したのは大正初期から終戦直後までだ。

小林の時代には、責任を自覚させて重用すれば、意気を感じて期待に応えてくれる人材が多々いたに違いない。

しかし、いまは違う。うまく育ててくれればい

いが、ほとんどは、期待の重みに耐えかねてつぶれるか、重用されたことで天狗になってしまうかのどちらかだろう。では、どうすればいいのか。

重用するばかりでは駄目で、見守ることが大事になってくるのだ。

サントリのモットーは、「やってみなはれ」だが、中興の祖、佐治敬三は、幹部社員には、「やらせて、みてなはれ」といつていたと聞く。

「見守ってあげないと育たないようなひ弱な人材では困る」との声が聞こえてきそうだが、それが現実だと理解してほしい。

いまは、学校でも家庭でも、きつく叱られた経験が無く、責任を問われることのない生活をおくってきた人間が圧倒的に多いのだ。

いくらでも新しい人材を採用できる企業ならいざ知らず、いまいる人間をなんとか育てたいと思うのなら、

任せて見守ることを厭わな

いでいただきたい。ところが現実には、部下に仕事を任せるとのできない経営者、中間管理職が多い。

なぜ、部下に仕事を任せることができないのだろうか。

一般的にビジネスマンは、仕事を実践するに際して必要な知識、情報、スキル等々を、頭の中に暗黙知として蓄積している。

それだけに、自分がこれまでやってきた仕事を部下に任せるためには、この暗黙知を一度整理しないとけなくなってくる。

暗黙知を形式知化しておかないといけないのだが、これができていないために教えるのに時間がかかり、仕事を任せきれないでいるのだ。

優秀な上司ほど、自分でやった方が早いと考えて、教える時間を惜しんでしまい、結果として、人材が育たないのだ。

### 時間を惜しまず部下に教える

著名なスポーツ選手をマネジメントするという新しいビジネスモデルを作り上げた、マーク・マコーマックは、その著書『ハーバードでは教えない実践経営学』（日経BP）に次のように書いています。

「自分なら5分でやれる仕事を5時間かけて部下に教えることの意義を考へろ」。この「5時間」を惜しむがために、部下が育たないのだ。

外食産業で健闘している「松屋フーズ」を取材した際に、ナンバードワン店長にインタビューしたのだが、彼は「5時間」を惜しまないタイプだった。

松屋の店長は、予め決められた目標予算への達成率によって評価される。アルバイトを何人採用するかも店長に委ねられている。

彼の場合、目標を手っ取

り早く達成するために、自らのマンパワーを最大限に活用した。

アルバイトの数を最小限にし、率先して現場に入っ

て働いた。結果、目標達成率も高く、彼は三店舗の店長を兼務することになった。

昇進したあとも、同じスタイルで目標を達成しようと考えるのだが、成果が上

がらない。それはそうだろう。一店舗なら無理もきくが、三店舗となるとそうはいかなくなってくる。

自分が入った店舗はそれなりに数字を達成するが、いないところでは成績が振るわない。

そこで彼がとった行動は、自分に代わって店舗をマネジメントしてくれる人材の育成だ。

時間をかけて仕事を教え込み、仕事を任せることで、人を育て、結果として高い成果をあげるようになったのだ。

# 税務署からのお知らせ

## 平成25年分確定申告のご案内

～所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに～

■確定申告の相談と申告書の受付、納付の期限について

◎所得税

2月17日(月)～3月17日(月)

(還付申告は2月14日(金)以前でも申告書を提出することができます。)

◎贈与税

2月3日(月)～3月17日(月)

◎個人事業者の消費税及び地方消費税

3月31日(月)まで

―期限内申告・期限内納税を!―

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

■確定申告相談会場について

厚木税務署本庁舎は現在改装工事のため、仮庁舎で執務を行っています。確定申告の相談会場につきましても、左記の仮庁舎にて実施いたします。

厚木税務署仮庁舎

厚木市岡田3050番地

厚木アクストメインタワー

(確定申告相談会場は7階です。)

※駐車場の余裕はありませので、公共機関(バス)での御来署をお願いいたします。



■厚木税務署では、次の日曜日に平成25年分確定申告の相談、用紙の配付及び申告書の受付を行います。

2月23日(日)・3月2日(日)

【相談時間・午前9時～午後5時】

当日、混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

なお、税金の納付はできませんので、あらかじめご了承ください。

また、当日は電話での相談は行っておりませんので、電話でのご質問は平日にお願いします。

※2月23日と3月2日以外の土・日・祝日等は、執務を行っておりませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

厚木税務署 電話(221) 3261

## 国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます

所得税及び復興特別所得税の確定申告書  
青色申告決算書・収支内訳書  
消費税等の確定申告書・贈与税の申告書

が作成可能!

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、初期登録を含む一連の操作で確定申告書の作成から送信までを行うことができます。
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用いただくためには、事前の手続きが必要です。
- 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウトして、そのまま税務署に提出できます。
- 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出様式を掲載していますので、是非ご利用ください。
- 詳しくは国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

e-Tax

でデータ送信!



又は

書面で提出!

申告・納税は、ネットから快適に!

詳しくは

確定申告

検索



【東京国税局からのお知らせ】

### 法定調書等のe-Tax、eLTAX利用のお願い ～給与事務担当者の皆様に知っていただきたい事項～

#### eLTAX導入団体が100%となりました！

平成25年11月25日から、給与支払報告書を全ての市区町村へeLTAXで提出できるようになりました。給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信できます。

(注) 一般的な給与計算ソフトでは、国税庁や総務省フォーマットのCSV形式のデータを出力可能であり、e-Taxソフト（WEB版）やeLTAXのPCdeskなら、CSV形式のデータを取り込んで、電子申請ができます。

#### 給与事務担当者の皆様へ！

給与の源泉徴収票等の作成や提出などを担当される給与事務担当者の皆様にも、e-Tax・eLTAX利用によるメリットをご理解していただき、平成26年1月31日が提出期限の給与等の法定調書（合計表）及び給与支払報告書は是非、e-Tax・eLTAXでの提出をお願いします。

■復興特別法人税申告書の  
送信漏れにご注意ください

平成24年4月から施行された復興特別法人税は、法人税申告とは別の手続となりますので、e-Taxで申告（送信）する場合は特に復興特別法人税の送信漏れにご注意ください。

なお、申告等データを送信した場合は受信通知が各手続ごとにメッセージボックスに格納されますので、確実に

受信通知をご確認ください。  
メッセージボックスの確認方法は、『利用者（納税者）は、申告等データが正常に送信されたかどうかを、どのように確認するのですか。』をご覧ください。



▶ **税務署職員との座談会**  
11月26日、厚木商工会議所において、16名が出席して、本会の各支部及び各支部からの代表者等と税務署職員との座談会を開催し、活発な意見交換を行った。



▶ **署長講演会**  
11月19日、厚木商工会議所において、本会をはじめ、厚木税務署管内の納税協力6団体共催による講演会を開催した。  
当日は57名が参加し、厚木税務署の高砂署長を講師に招き「税の役割と税務署の仕事」をテーマに講演が行われ大変好評だった。



### 「税を考える週間」協賛行事

国税庁の「税を考える週間」（11月11日～11月17日）協賛行事の一環として、各種活動を実施した。



▶ 清川村役場

#### ◀管内の県市町村庁舎へ懸垂幕を設置

11月の一ヶ月間、当会区域内の県合同庁舎、厚木市、愛川町、清川村の庁舎へ納税意識の高揚を図る内容の懸垂幕を設置した。



▲ 神奈川県厚木合同庁舎





▲女性部会研修旅行会（観劇鑑賞）

女性部会は10月17日、19名が参加して研修旅行会を実施した。劇団四季・夏劇場でのミュージカル「リトル・マーメイド」の鑑賞と東京・お台場のホテルグランパシフィックでのディナーbuffetを楽しんだ。

▲源泉部会定例研修会

源泉部会は11月6日、厚木アーバンホテルにおいて、36名が参加し「年末調整の仕方・法定調書及び給与支払報告書の作成と提出」をテーマに研修会を開催した。



チャリティー事業▶

12月4日、レンブラントホテル厚木において、264名が参加し、多くの協賛企業のご協力を得て、チャリティーパーティー実行委員会主催のパーティーが開催された。当日はアトラクションとして、華やかに三田直城さんの歌謡ショーが行われ、大変好評だった。また、恒例となった抽選会では、当選番号を読み上げるたびに、会場は大きな歓声に包まれた。なお、本会がパーティー会場で実施した募金活動では、総額299,000円のチャリティー金が集まり、社会福祉事業に役立てていただくため管内の各市町村（厚木市・愛川町・清川村）へ寄付させていただきます。

◀女性部会の

租税教室実技講習会（事前練習会）

女性部会は10月23日、厚木税務署会議室において、9名が参加（青年部会からも2名が出席）して租税教室の実技講習会を受講した。租税教育活動の一環として税務署が小学校で実施している租税教室の運営に協力するため、税務署担当官を講師に招き、租税教室の実演・練習を行い大変好評だった。



全国青年の集い（広島大会）▶

11月8日、広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ）において、全法連主催の全国青年の集い（広島大会）が開催され、全国から約2,640名の青年部会員が集まり、本会から9名が出席した。同大会では、全国から選抜された青年部会の租税教育活動プレゼンテーションや部会長サミット、大会式典などが行われ、青年らしい活気溢れる大会となった。また記念講演として(株)アクセルミュージックエンターテイメント代表取締役の吉川晃司氏の「日本一心～日本の未来のために果たすべきこと～」をテーマに講演が行われ好評を博した。



▲絵はがきコンクールの

参加校へ記念品等を贈呈  
女性部会は11月12日、税の絵はがきコンクールに参加された小学校を訪ね、入賞者への賞状や参加記念品として、ノート等の文具品を手渡した。



▲左から女性部会の和田幹事、安齋部会長、依知南小学校の嵯峨根校長、山中先生



▶年末調整説明会  
(厚木市文化会館)



▶年末調整説明会  
(愛川町文化会館)



▶厚木西部支部研修会  
厚木西部支部は11月21日、玉川公民館において、清川遠寿病院院長の岩元誠氏を講師に招き、「認知症にならないために」をテーマに研修会を行った。当日は163名の方々に参加され大変好評でした。

支部活動（研修会・旅行会等）



▲厚木第1支部の料理教室

厚木第1支部は10月18日、厚木ガス中町ショールーム・リセにおいて、29名が参加して料理教室を開催した。講師には、あざみ野キッチンの中川えい子氏を招き、韓国料理を作り大変好評だった。



▶相川支部会員増強大会  
相川支部は11月18日、上海菜館において、14名が出席し増強支部大会を開催した。



法人会のキャラクター「けんた」



▲愛川支部研修会

愛川支部は11月21日、愛甲商工会館において、25名が参加して、社会保険労務士の建部覚氏を講師に招き、「パートタイマー・アルバイトを雇用する際の注意点」をテーマに研修会を行った。



▲睦合支部日帰り研修旅行会

～都内名所散策と隅田川下り～

睦合支部は10月20日、41名が参加して日帰りバス旅行会を開催した。車中でビデオ研修を行い、東京ソラマチの観光や浅草散策、東京タワー大展望台の観光、またスカイツリーを眺めながら水上バスで隅田川下りを楽しみ、参加者相互の交流を深めた。



▶荻野支部研修会

荻野支部は11月25日、荻野公民館において、26名が参加して、厚木薬剤師会会長の石射正英氏を講師に招き、「知ってほしい薬の知識、正しく安全にそして災害に備えて」をテーマに研修会を行った。

源泉部会が租税教育用の下じきを贈呈  
(租税教室で小学6年生に配付)

源泉部会は、厚木税務署が主体となって実施している厚木愛甲地区の小学6年生（全31校）を対象にした租税教室開催の際に、子どもたちの納税意識の向上のため、税金の役割や使われ方等が記載された租税教育用の下じきを児童に配付していただくよう約3,000枚を贈呈した。



■三法人会（大和・相模原・厚木）  
青年部会有志のゴルフ大会

11月23日、大厚木カントリークラブ桜コースにおいて、三法人会（大和・相模原・厚木）青年部会の有志によるゴルフ大会を開催した。当日は21名が参加し、楽しく腕を競い合った。





## インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

### 【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

投稿コーナー・税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで  
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)  
公益社団法人 厚木法人会 事務局  
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808  
E-mail:info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。



## 新入会員紹介

期間 [平成25年10月～平成25年11月]

地区・支部名	会 員 名	地区・支部名	会 員 名
寿 町	アーネストコンサルタンツ 有限責任事業組合	妻 田 第 1	樽井 朝美
寿 町	株式会社 太陽商事	依 知 南	吉田幸雄税理士事務所
厚 木 西	お食事処 永遠	戸 田	有限会社 コイソ製作所
厚 木 西	リコージャパン 株式会社	南 毛 利 西	株式会社 すまい考房・悠
旭 町 西	財団法人 中小企業災害補償共済福祉財団	南 毛 利 南	株式会社 ホワイトハウス
旭 町 西	合同会社 サン土地建物	愛 甲	株式会社 DREAM
旭 町 西	株式会社 リアルプランナー	愛 川 第 1	吉野設備
厚 木 南	有限会社 日本デジタルワークス	愛 川 第 3	株式会社 青空ホーム
玉 川	三橋 四郎	愛 川 第 3	特定非営利活動法人 ユーラシアンクラブ愛川サライ
玉 川	理容 まきの	愛 川 第 4	株式会社 もみぢ園
小 鮎	株式会社 GROOVE SIGN	愛 川 第 5	有限会社 関東産業車輛
睦 合 南	宮本社会保険労務士事務所	愛 川 第 5	株式会社 昌和プラント

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、厚木税務署（電話221-3261）にお問い合わせください。



### 【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 會田聡史税理士事務所  
厚木市中町2-6-24 ほてい屋第二ビル3階  
電話(046)224-7731
- 浅岡信一税理士事務所  
厚木市旭町2-2-18  
電話(046)229-7030
- 和田明税理士事務所  
愛川町春日台5-4-8  
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人  
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階  
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所  
厚木市栄町1-5-4-504  
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所  
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階  
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所  
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301  
電話(046)221-5556

厚木税務署からのお知らせ

## 平成26年4月1日から消費税率が引き上げられます

消費税法等の一部が改正され、平成26年4月1日から現行5%の消費税（地方消費税を含みます。）の税率が、8%に引き上げられます。

詳しい改正内容等につきましては、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

（URL：http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm）

なお、具体的な取引等に係る税の取扱いに関するご相談を希望される方につきましては、面接日時等の電話による事前予約をお願いしておりますので、ご協力をお願いします（電話 厚木税務署 046-221-3261）。

### 【消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組】

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって、事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう対策を講じており、転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

同センターでは、下記専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームにより相談を受け付けています。

#### ●消費税価格転嫁等総合相談センター

〔専用ダイヤル〕0570-200-123

【受付時間：平日9:00～17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受け付けます。）】

〔ホームページURL〕http://www.tenkasoudan.go.jp（24時間受付）

〔相談受付内容〕①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税の総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せ

## 国税の申告納税はe-Taxで！

国税庁 e-Tax  
キャラクター  
イータ君



◇税務署に出向かずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、  
交通費や郵送料の**コストダウン**につながります！



税理士の先生に  
お任せしている  
ので…

という方は、税理士に「**代理送信**」を  
お願いしてください!!

◇法人（納税者）が電子証明を取得する必要はありませんので、  
**手間がかかりません**。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

## 地方税ならeLTAX

eLTAX（地方税ポータルシステム）との双方利用でより便利に。  
厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等收受は、行っ  
ておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!



エルレンジャー

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～